

介護等体験事業 実施要綱（令和3年度版）

★印がある項目＝新型コロナウイルス感染症の影響により変更している点・注意点の記載がある

1 趣旨

小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望される方に対し、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」（以下「教員免許特例法」という。）で義務付けられている介護等体験（以下「体験」という。）を、埼玉県内の社会福祉施設において円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 対象者★

原則として、以下のいずれかに該当する者とする。

- （1）埼玉県内に所在する大学、短期大学及び教員養成機関（以下「学校」という。）に在籍する小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生。
- （2）埼玉県内に自宅（帰省先）があり、県外の学校に在籍（通信教育課程を含む）する小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生。

★対象施設の受入可能人数が上記対象者数を下回る場合は最終学年の学生を優先する。

3 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）

4 年間スケジュール

別紙1「介護等体験 スケジュール」に従い事業を行う。

5 体験の実施施設

埼玉県内にある教員免許特例法施行規則に定められた社会福祉施設等（以下「受入施設」という）。別紙2「対象となる社会福祉施設等一覧」を参照。

6 体験の実施期間等★

- （1）期間 **令和3年8月～令和3年12月まで**
- （2）日数 原則として月曜日～金曜日の連続5日間
- （3）時間 おおむね5～6時間程度

★体験の期間は令和2年度に比べ短期間とする。また、体験の時間についても令和2年度と同様に短くすることを認める場合がある。

7 体験の内容★

体験内容は、以下に例示するような内容で基礎的・入門的な活動を中心とする。

【例】

- ア 高齢者、障害者又は児童（以下「利用者」という。）に対する介護・介助の補助
- イ 利用者との交流（話し相手）、学習活動や就労支援、作業支援活動の補助
- ウ 利用者の散歩や外出の付き添いの補助
- エ レクリエーション、運動会等の行事（受入施設が主催する行事）業務の補助
- オ その他、掃除や洗濯など利用者と直接接しなくても受入施設の職員に必要とされる業務の補助

★新型コロナウイルスの感染状況によっては、令和2年度と同様に利用者と直接接しない内容が中心になることを認める場合がある。

8 体験に伴う費用

(1) 体験費用

学生1人あたり、体験1日につき、税込み1,600円（施設協力費1,000円・埼玉県社協調整費600円）とする。

(2) その他の費用

受入施設に通う交通費や体験日の昼食代は学生の実費負担とする。また、受入施設によっては、事前に細菌検査結果の提出を求める場合があり、検査費用は学生の負担とする。

9 体験の変更や辞退、受け入れ中止★

決定通知後の変更及び辞退は、原則として認めない。

ただし、病気や事故等やむを得ない事由が発生した場合は、次のとおりとする。

(1) 変更

体験前に予定の日程で体験できないことがわかった場合、学校又は受入施設は、速やかに相手方に連絡する。なお、当日の急病などで体験できなくなった場合は、学生本人から受入施設と学校に連絡する。連絡後に、学校と受入施設間で日程の再調整を行い、変更を申し出た方が調整結果を様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」に記入し、相手方及び埼玉県社協に提出する。

★例年のように日程変更に対応が出来ない場合もある。

(2) 辞退

まず電話連絡をする。その後、辞退を申し出る側が様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を相手方に提出し、写しを埼玉県社協にも提出する。

(3) 受け入れの中止

学生の体験に臨む態度等が不適切で、受入施設の運営に支障が生じる場合又は別添1「誓約書」に記載された内容に即した生活を行っていないことが判明した場合には、受入施設長の判断により、体験を中止することができる。この場合は、受入施設が様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を記入し、学校及び埼玉県社協に提出する。

10 事故・感染症への対応

学校は、学生に保険（日本国際教育支援協会「学研災付帯賠償責任保険」等）に加入させる。事故や感染症予防について、学校での事前説明会において学生を指導するとともに、受入施設においてもオリエンテーションで注意を促す。

（1）事故が起きた場合

まず、学生のけがの有無や状態を確認し、受入施設は、治療や通院等最善の処置をする。

その後、受入施設（又は学生）は学校に連絡をする。学校・受入施設双方は、様式⑩「介護等体験事故届書」を埼玉県社協に提出する。

（2）感染症への対応

学生には、日頃からうがい、手洗い及び手指の消毒等、感染対策を徹底させる。

学生に万一、発熱、下痢及び発疹等の症状がある場合、体験に行かず、学校及び受入施設に連絡する。また、発熱等が体験中に確認された場合には、速やかに体験を中止し、医療機関を受診し、その結果を学校と受入施設に必ず連絡する。

11 埼玉県社協の業務

（1）学校からの受付

県内及び県外の学校から様式①「介護等体験申込書」及び様式②「介護等体験申込学生名及び希望」の提出により、定められた期間内に随時申し込みを受け付ける。

（2）社会福祉施設等へ学生受け入れの依頼

県内の社会福祉施設等に、介護等体験についての理解を図り、受け入れの依頼をする。

受け入れる意向の確認ができた社会福祉施設等に対し、実務説明会を実施し、その後様式⑦-1「介護等体験年間受入計画書」、様式⑦-2「令和3年度受入週間コード表」及び様式⑧「令和3年度介護等体験受入連絡票」の提出を求める。

（3）体験の調整及び通知

学校提出の様式①「介護等体験申込書」と受入施設提出の様式⑦-2「令和3年度受入週間コード表」に基づいて体験先を調整し、「介護等体験受入決定通知書」を学校及び受入施設に通知する。決定通知書は、6月上旬頃に発送する。

（4）費用の管理

学校に対し様式①「介護等体験申込書」に基づき体験費用を請求するとともに、受入施設には、様式⑨-1「介護等体験終了者報告書兼請求書」、様式⑨-2「介護等体験終了者名簿」に基づき体験協力費を振り込む。

事前の辞退申し出には、学校より様式⑥「返金手続願」を受け付け、学校に辞退学生の体験協力費を返金する。

12 学校の業務★

（1）体験申込

様式①「介護等体験申込書」及び様式②「介護等体験申込学生名及び希望」を埼玉県社

協に提出する。

ただし、様式②「介護等体験申込学生名及び希望」は、入力したデータファイル（※1）で代用ができる。

※1 埼玉県社協のホームページから、様式②「介護等体験申込学生名及び希望」を入力するためのシステムをダウンロードする。様式②「介護等体験申込学生名及び希望」の3「希望地域」の地域コードは、別紙4「地域コード表」を参照して入力する。入力したデータファイルは、様式①「介護等体験申込書」と一緒に電子メールで埼玉県社協に送付する。

(2) 様式②「介護等体験申込学生名及び希望」の2「体験できない期日」について
試験などの学校行事、教育実習、成人式等どうしても体験ができない期日がわかっている場合のみ、その週コードを記載する。

★新型コロナウイルスの感染拡大が継続する場合、受入施設の確保が懸念されるため、週コードの記載が多い場合、希望地域や希望種別で調整できない可能性がある。

(3) 申込書の提出期限

申込書等の**提出期限は、令和3年4月末日**とする。

(4) 事前説明会の実施

学生に対して、学校において体験に必要な指導や支援を事前に行う。

(5) 体験費用の徴収及び振り込み

学生から体験費用（1人あたり5日間体験は8,000円、7日間体験は11,200円）を徴収し、埼玉県社協が指定する期日までに指定口座に一括して振り込む。

(6) 学生に対する周知や連絡

埼玉県社協から、体験先の決定通知書と一緒に、受入施設からの連絡である様式⑧「令和3年度介護等体験受入連絡票」が送付されるので、該当の学生に個別に配布し、その他に連絡事項があれば学生に伝える。

また、様式④『介護等体験』学生自己紹介票』の提出方法や提出期限については、様式⑧「令和3年度介護等体験受入連絡票」に示しているため、学生へ周知徹底を図る。

(7) 証明書の配付

体験の時に、様式③「証明書」を学生に持参させる。

(8) 注意点

ア 体験先の施設について

体験先は、組み合わせ調整（マッチング）の結果、当初希望した種類の施設や地域に決定されないことがあるので、あらかじめ学生に伝える。

イ 辞退に伴う返金について

体験を辞退する場合（あわせて「9 体験の変更や辞退、受け入れ中止」を参照）は、受入施設が様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を受理した日（※2）が体験初日から遡って1週間以内でない場合は、施設協力費を返金するので、受入施設へ提出した様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」の写しと様式⑥「返金手続願」を埼玉県社協へ提出する。

(3) 決定通知書の管理

体験する学生が決まると、埼玉県社協から「受入決定通知書」が、6月上旬頃に施設長宛に届くので、全ての学生の体験が終了するまで、決定通知書を保管する。

★(4) 受入辞退

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学生の受入を辞退する場合は、学校及び埼玉県社協へ必ず連絡する。連絡後に、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」に記入し、学校及び埼玉県社協に提出する。

(5) 体験内容と証明

ア 学生に対して、必ずオリエンテーションを実施してから、体験を開始する。

★体験初日には、別添1「誓約書」を確認し全てのチェック項目にチェックが入っている場合のみ体験を行うものとする。

イ 体験内容は、基礎的・入門的な活動を中心として、学生の状況や希望等に応じ、学生に過度に負担にならない内容とする。介護技術を必要とする体験（着替え・排泄介助等の身体介助等）を実施する場合は、体験方法を指導し、必ず職員の立会いの下で行うように配慮する。

なお、その際には学生の同意を得て、同性介助を基本とする。

ウ 5日間の体験終了後は、学生が持参する様式③「証明書」に施設長が捺印し、証明書を発行する。証明印については、参考資料（14頁）を参照する。

エ 辞退者が発生した時は、学校から施設等へ電話連絡及び様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」の提出を受理する。

オ 学生の体験に臨む態度等が不適切で、受入施設の運営に支障が生じる場合には、施設長の判断により体験を中止することができる。この場合は、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を学校及び埼玉県社協に提出する。

(6) 介護等体験終了者報告書兼請求書等の提出

当該年度のすべての学生の体験終了後、様式⑨-1「介護等体験終了者報告書兼請求書」及び様式⑨-2「介護等体験終了者名簿」（※4）に記入し、埼玉県社協に提出する。

※4 事前辞退学生と直前辞退学生の考え方

土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
事前辞退学生とする。 施設協力費は施設に送金しない。			直前辞退学生とする。施設協力費は施設に送金する。			体験初日			
←			→						
			初日の1週間前						

14 個人情報の取り扱いについて

本事業で取得した個人情報は、受入調整、連絡調整等本事業に付随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適切に行い、取得した個人情報を無断で第三者に提供しないこととする。

様式等取り扱いの注意点

決定通知書及び学生が提出した様式④『介護等体験』学生自己紹介票は個人情報が記載

されているため、取り扱い・保管については十分配慮する。

様式④『『介護等体験』学生自己紹介票』及び健康診断書等は体験終了後に必ず学生本人に返却する。

15 関係法令等

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号、平成9年6月18日)
- (2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日)
- (3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知、平成18年9月29日)
- (4) 「文部省告示第187号」(平成9年11月26日)
- (5) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」(文部省事務次官通達、平成9年11月26日)
- (6) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について(依頼)」(文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日)
- (7) 『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』(厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日)
- (8) 「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について(通知)」(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知、令和2年4月3日)
- (9) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(文部科学省総合教育政策局長通知、令和2年8月11日)